

●香川県公告第三百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十六年香川県公告第五十六号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディック上福岡店 高松市上福岡町字深田八一八番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
  - 1 駐車場一と駐車場二の通行については、市道上福岡町三号線の横断のみになるので、通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。
  - 2 来客車両が市道上福岡多肥下町線から市道上福岡町三号線に進入しないよう、また、出庫車両が市道上福岡町三号線へ出ることがないよう対応すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
  - 2 縦覧期間  
平成十六年六月十一日（金曜日）から同年七月十二日（月曜日）まで